

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第 42条第2項の規定に基づき、公益財団法人新しき村(以下「当法人」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員の種類は、村内会員・村外会員の2種類とする。

(村内会員)

第3条 村内会員は、新しき村に入村して、新しき村で生活する会員とし、入会の要領、その他については、村内会員規則に定める。

(村外会員)

第4条 村外会員は、以下の3種類とし、当法人の目的に賛同し、会費を添えて申し込めば誰でも村外会員となることができる。

- (1)個人会員 新しき村の精神に賛成して入会を希望する個人。
- (2)賛助会員 団体又は個人で、当法人の事業活動を賛助する者。
- (3)維持会員 団体又は個人で、当法人の事業活動を援助する者。

(会費)

第5条 会員は、会員種別に応じて毎年下記の年会費を納入しなければならない。

- (1)個人会員 (A) 6,000円 (B)1万円
- (2)賛助会員 一口 5万円
- (3)維持会員 一口 50万円

(会員の役割)

第6条 村外会員は、当法人の定款、倫理規程、その他当法人が定めた規程等を遵守し、当法人の健全な運営と発展が図れるよう、相互に協力し合うように努めるものとする。

(会員特典)

第7条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1)当法人が発行する雑誌「新しき村」を無料で配布を受ける。また、個人会員(B)・賛助会員維持会員に対して実篤カレンダーを贈呈する。
- (2)当法人が主催する行事に招待を受ける。

(会費の使途)

第8条 第5条の会費は、毎事業年度におけるその合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会通知を当法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附 則

1. 大正7年10月制定
2. 大正9年12月改訂
3. 令和4年9月改訂
4. 令和7年7月改訂